



診療報酬の臨時的取り扱い 10月1日から適用 新型コロナ入院患者に対する疾患別リハビリ 二類感染症患者入院診療加算(250点) 1日1回算定可能

厚生労働省の9月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その76)」にて、入院中の新型コロナウイルス感染症患者に対する疾患別リハビリテーションを実施した場合における「二類感染症患者入院診療加算(250点)」の取り扱いが示されました。

入院中の新型コロナウイルス感染症患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で疾患別リハビリテーションを実施した場合において、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その9)」令和2年4月8日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡の2(2)に示される二類感染症患者入院診療加算(250点)について、1日につき1回算定できると示されました。これは、地域包括ケア病棟入院料等、疾患別リハビリテーションに係る費用が当該入院料に含まれる特定入院料を届け出ている病棟においても、上記と同様の疾患別リハビリテーションを実施した場合に、1日につき1回算定できると示されています。

当該点数については、「日本リハビリテーション医学会感染対策指針(COVID-19含む)」「日本リハビリテーション医学会」等を参照した上で、疾患別リハビリテーションを実施し、区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料、「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料、「H002」運動器リハビリテーション料又は「H003」呼吸器リハビリテーション料を算定する場合とされ、令和4年10月1日以降適用されます。

【以下の事務連絡をご確認ください】

事務連絡 令和4年9月27日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その76)問1

<https://www.mhlw.go.jp/content/000994315.pdf>

事務連絡 令和2年4月8日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その9) 2の(2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620202.pdf>

(施設会員代表者様へ)

- ・配信先について、施設会員代表者の方はマイページより情報のご確認をお願いいたします。
- ・FAX通信を希望されない場合は、マイページから【FAX配信不要】の設定をお願いいたします。
- ・施設会員代表者名・施設名・FAX番号等の変更は、施設会員代表者のマイページよりお手続きください。
- ・FAXの送付誤りがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。